

令和 8 年 9 月 9 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働事務次官

令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費
（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和八年熊本地震による災害が発生した日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金 (介護事業所・施設等復旧支援事業分) 交付要綱

(通則)

- 1 令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、令和八年熊本地震による災害により被災した介護事業所・施設等の事業再開に対する支援を図り、被災地における介護サービスの提供体制の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 3 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所・施設等

次の表1の第1欄に定める区分に定める事業所及び施設等であって、第2欄に定めるもの（熊本県における、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年の大雨に続き、今般の災害によって繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、熊本県管内に所在する次の表2の第1欄に定める区分に定める施設等であって、第2欄に定めるものを特例として含む。）をいう。

(表1)

1 区 分	2 定 義
訪問介護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護又は第一号訪問事業を行う事業所
訪問入浴介護事業所	介護保険法に規定する訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護を行う事業所
訪問看護事業所	介護保険法に規定する訪問看護又は介護予防訪問看護を行

	う事業所
訪問リハビリテーション事業所	介護保険法に規定する訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを行う事業所
通所介護事業所	介護保険法に規定する通所介護又は第一号通所事業を行う事業所
通所リハビリテーション事業所	介護保険法に規定する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを行う事業所
短期入所生活介護事業所	介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を行う事業所
短期入所療養介護事業所	介護保険法に規定する短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業所
特定施設入居者生活介護事業所	介護保険法に規定する特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護事業所又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所
福祉用具貸与事業所	介護保険法に規定する福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与
居宅介護支援事業所	介護保険法に規定する居宅介護支援を行う事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所
夜間対応型訪問介護事業所	介護保険法に規定する夜間対応型訪問介護を行う事業所
地域密着型通所介護事業所	介護保険法に規定する地域密着型通所介護又は第一号通所事業を行う事業所
認知症対応型通所介護事業所	介護保険法に規定する認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所
小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護

	予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所	介護保険法に規定する複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を行う事業所
養護老人ホーム	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム
特別養護老人ホーム	老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム	老人福祉法に規定する軽費老人ホーム
介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護保険法に規定する介護医療院
地域包括支援センター	介護保険法に規定する地域包括支援センター
介護予防拠点	「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号医政局長、老発0912第1号老健局長、保発0912第2号保険長通知）に基づく介護予防拠点

（表2）熊本県における特殊性に鑑みた特例

1 区 分	2 定 義
有料老人ホーム	熊本県管内に所在する老人福祉法に規定する有料老人ホームであって、次のいずれかの要件を満たすものをいう。 (1) 平成28年熊本地震の発生日（平成28年4月14日）以前から運営をしているもの (2) 次のいずれかに該当する者の入居を認めているもの ア 要介護3以上の者 イ 要介護者であって、一定の認知症を有すると認められる者 ウ 要介護者であって、一定の医療ニーズを有すると認められる者

（2）被災都道府県

令和八年熊本地震による災害により被災した介護事業所・施設等の所在する都道府県をいう。

(3) 被災地方公共団体

被災都道府県並びに被災都道府県の管内の指定都市及び中核市をいう。

(4) 被災事業所等

被災地方公共団体の区域に設置される介護事業所・施設等のうち、令和八年熊本地震による災害により、備品設備等に被害を受けたものをいう。

(交付の対象)

4 この補助金は、令和8年9月9日老発 0909 第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧事業（介護事業所・施設等復旧支援事業分）実施要綱」に基づき行う、次に定める事業を交付の対象とする。

(1) 被災地方公共団体が設置する被災事業所等の事業再開に要する経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業

(2) 被災地方公共団体の区域内において被災事業所等を設置する市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下6において同じ。）又は民間事業者に対し、その被災事業所等の事業再開に要する経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

(交付の対象外費用)

5 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

(2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む。）

(3) 事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する費用（敷金、保証金等）

(4) 高齢者に対する介護サービス等の提供に資することのないもの。

(5) 令和八年熊本地震による災害により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの（当該備品購入が、効率的な介護サービス等の提供に資する場合を除く。）。

(6) 福祉用具貸与事業所の備品のうち、その貸与により、介護保険法第40条に規定する介護給付又は介護保険法第52条に規定する介護予防給付の対象となるもの。

(7) その他、復旧支援事業として適当と認められないもの。

(交付額の算定方法)

6 この補助金の交付額は、被災事業所等を設置する被災地方公共団体、市区町村又は民間事業者ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(1) 4の(1)の事業(直接補助事業)

表3の第1欄の区分に定める被災事業所等ごとの数に第2欄の基準額を乗じて得た額を合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 4の(2)の事業(間接補助事業)

ア 表3の第1欄の区分に定める被災事業所等(被災地方公共団体の区域(当該被災地方公共団体が都道府県である場合は、指定都市及び中核市の区域を除く。)に設置されるものに限る。)ごとの数に第2欄の基準額を乗じて得た額を合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、被災地方公共団体が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(表3)

1 区 分	2 基準額	3 対象経費
訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護事業所 福祉用具貸与事業所 居宅介護支援事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)事業所 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	6,000千円	当該被災事業所等の事業再開に必要な需用費、旅費、賃金、役務費、委託料(耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む。)、使用料及び賃借料(土地、建物に要する経費を除く。)、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)

介護老人保健施設 介護医療院 地域包括支援センター 介護予防拠点 有料老人ホーム(熊本県管内に所在する表2の第2欄に定めるものに限る。)		
--	--	--

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期限を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、

又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期限を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体に限る。）に交付する場合には、間接補助事業者に対し、（１）から（９）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、（１）から（４）及び（６）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、（６）中「国庫」とあるのは「都道府県」と、（５）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

(12) 都道府県又は指定都市及び中核市は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体を除く。）に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア （１）から（７）に掲げる条件。この場合において、（１）から（４）及び（６）中「厚生労働大臣」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合には「市長」と、（６）中「国庫」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市」と、（５）中「50万円」とあるのは、「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事の承認」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期限を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期限を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事（指定都市又は中核市が補助を行う場合は市長。以下、この号において同じ。）に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、

一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を都道府県(指定都市又は中核市が補助を行う場合は市)に納付しなければならない。

- (13) (11)又は(12)により付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市の長若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得なければならない。
- (14) (11)又は(12)により付した条件に基づき、間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 8 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 厚生労働大臣は、8又は9に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定(変更の決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行わ

なければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、翌年度 4 月 30 日までに、別紙様式 4 の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 14 特別の事情により、6、8、9 及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。